

承認第13号

専決処分の承認について（関市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第 17 号

関市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日

関市長 尾 関 健 治

関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例（昭和 32 年関市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。